

景観専門委員会規約(案)

(総則)

第 1 条 本規約は、大橋川周辺まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）に設置される景観専門委員会（以下「専門委員会」という。）について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 専門委員会は、大橋川周辺のまちづくりについて、景観の観点から専門的な指導・助言を行なうことを目的とする。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、別表の専門委員をもって構成し、市長が委嘱する。

2 専門委員会には、専門委員会委員長（以下「専門委員長」という。）1 名を置き、委員会の委員長が指名する。

3 専門委員長は専門委員会を統括する。

(専門委員会)

第 4 条 専門委員会は、専門委員長が招集し、専門委員長がその議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 専門委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員の任期)

第 5 条 専門委員の任期は、設置の日から委員会が終了する日までとする。

(事務局)

第 6 条 専門委員会事務局は、松江市市長室大橋川治水事業推進課に置き、専門委員会事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所大橋川改修推進室、島根県土木部斐伊川神戸川対策課及び松江市市長室大橋川治水事業推進課が行う。

(雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、専門委員長が定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

大橋川周辺まちづくり検討委員会

景観専門委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
学識経験者	坂田 俊之	日本技術士会 中・四国支部副支部長
	藤岡 大拙	島根女子短期大学名誉教授
	藤田 光一	国土技術政策総合研究所河川環境研究室長
	松本 修宗	島根県景観アドバイザー（造園修景）
	吉田 薫	島根県景観アドバイザー（土木）

敬称略五十音順